四、株式会社太陽に対する件

昭和四十五年（排）第三十六号

排除命令

北海道札幌市南十一条西七丁目千四十六番地

株式会社太陽

右代表者　代表取締役　多田幸右

公正取引委員会は、右の者に対し、不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）第六条第二項の規定による聴聞をした後、同条第一項の規定に基づき、次のとおり命令する。

主文

一　株式会社太陽は、「二、〇〇〇円で万博と祇園祭へ無料ご招待」と称し、昭和四十五年六月十五日から同年七月五日までを期間とする懸賞による景品類の提供の企画に基づく景品類の提供を実施してはならない。

二　同社は、今後、その販売する商品について懸賞により景品類を提供する場合、

(一)　景品類の価額の最高額が、(ア)取引価額が五万円未満のときは、一万円または取引価額の二十倍のうちいずれか低い額、(イ)取引価額が五万円以上十万円未満のときは、三万円、(ウ)取引価額が十万円以上のときは、五万円をこえるものを提供してはならない。

(二)　景品類の価額の総額が、当該懸賞に係る取引の予定総額の百分の二をこえるものを提供してはならない。

三　同社は、今後一年間、懸賞による景品類の提供を行なうときは、あらかじめ、その旨を当委員会に届け出なければならない。

四　同社は、第一項の企画が、不当景品類及び不当表示防止法第三条の規定に基づく「懸賞による景品類の提供に関する事項の制限」（昭和三十七年公正取引委員会告示第五号）第一項および第三項の規定に違反するため、当該企画に基づく景品類の提供を実施しない旨および今後、このような違反行為を再び行なわない旨をすみやかに公示しなければならない。この公示の方法については、あらかじめ、当委員会の承認を受けなければならない。

五　同社は、前項に基づいて公示を行なったときは、遅滞なく、文書をもって当委員会に報告しなければならない。

事　実

株式会社太陽は、肩書地に事務所を置き、出版業を営む事業者である。

株式会社太陽は、「二、〇〇〇円で万博と祇園祭へ無料ご招待」と称して、昭和四十五年六月十五日から同年七月五日までの期間に、代金二千円を添えて月刊雑誌「クオリテイ」（一冊定価二百円、年間購読料二千円）を一年間購読することを申し込んだ者の中から抽せんで、五名を万国博と祇園祭に招待（四泊五日、一人当り経費五万五千九百円）する旨を表示したチラシを昭和四十五年六月十五日付北海道新聞に折り込んで、北海道札幌市、小樽市、函館市、旭川市および釧路市の地域に配布し、この企画を実施した。

しかるに、当該懸賞に係る取引の価額は、二千円であって懸賞により提供することができる景品類の価額の最高額は、一万円である。よって、前記旅行招待の価額は、この制限をこえるものである。また、当該懸賞に係る取引の予定総額は、千二百万円であって、懸賞により提供することができる景品類の価額の総額は、二十四万円である。よって、前記旅行招待の総額二十七万九千五百円は、この制限をこえるものである。

法令の適用

前記事実によれば、株式会社太陽の行為は、不当景品類及び不当表示防止法第三条に基づく「懸賞による景品類の提供に関する事項の制限」第一項および第三項の規定に違反するものである。

よって、主文のとおり命令する。

昭和四十五年十月十四日

公正取引委員会

委員長　谷村　裕

委員　有賀美智子

委員　高橋勝好

委員　柿沼幸一郎

委員　本徳男